建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年12月11日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年８月８日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社シールズ　兵頭　　眞　大阪府寝屋川市東大利町２―12　国土交通大臣許可（特―２）第27880号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（解体工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年８月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年12月11日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年10月１日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ジーネット　古里　龍平　大阪府大阪市中央区南新町１―２―10　国土交通大臣許可（般特―７）第23549号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年10月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年12月11日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年10月１日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社マルカ　飯田　邦彦　大阪府大阪市中央区南新町２―２―５　国土交通大臣許可（般―２）第6071号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建具工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年10月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年12月11日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年10月６日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社オーヨド　仲西　厚史　大阪府大阪市北区大淀中３―８―２　国土交通大臣許可（般―３）第28130号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（熱絶縁工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年10月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年12月11日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年10月９日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　フジＴＥＣ株式会社　藤谷慎基智　大阪府大阪市中央区博労町１―７―２　国土交通大臣許可（般―５）第28900号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年10月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年12月11日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年10月17日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ヤマイ　西本　幸司　兵庫県神戸市兵庫区駅南通２―２―１　国土交通大臣許可（般―６）第23244号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（解体工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年10月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年12月11日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年10月20日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社きんでん　上坂　隆勇　大阪府大阪市北区本庄東２―３―41　国土交通大臣許可（特―３）第114号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年10月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年12月11日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年10月28日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　吉田房織物株式会社　吉田　裕紀　大阪府泉大津市板原町１―13―36　国土交通大臣許可（特―２）第26120号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年10月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。